令和８年度　　水洗小学校　いじめ防止対策基本計画

いじめ防止基本計画策定の目的

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。
「水洗小学校いじめ基本方針」は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法等に基づき関係機関が相互に連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めるもである。

いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、当該児童に対して、当該児童と一定の関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる行為も含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているものをいう。

いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に深く傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはいけない。

いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こりえるという認識のもと、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害児童拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取り組みを講じることが必要である。

- いじめを生まない・許さない学校づくりを行う
- 教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む
- 児童をいじめから守り、いじめ解決に向けた行動をうながす
- 保護者・地域・関係機関と連携して取り組む

未然防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係を築き、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。
意図的・計画的な学級経営とPDCAサイクルを実施することにより、取り組みの改善を図る。

○児童と児童、児童と担任の信頼関係の構築
○朝の観察（遅刻、挨拶、健康観察から）
○いじめに関する授業：全学級（「特別の教科 道徳」、人権学習）
○仲良しアンケート(毎月１回)
○職員研修：年３回実施

早期発見・早期対応

ささいな兆候であっても、疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。全ての職員が、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

○フロア会議による情報交換会
○仲良しアンケートの実施
○無記名アンケート（5月、10月、2月、タブレットで実施）
○管理職による日常的な校内巡視
○休み時間等における教員の校内巡視
○日常における保護者との情報交換と保護者会におけるいじめについての共通理解

重大事態への対応

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき

↓

○いじめられた児童の安全確保
○関係機関・専門家等との相談・連携
○警察との連携
○市教委への連絡と調査への協力

水洗小学校いじめ問題対策委員会

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・養護教諭・当該児童担任・関係教員・SC・SSW等
必要に応じて外部の専門家や保護者、地域住民等も参加

○年間計画・いじめ防止の取り組み等の立案・実行・検証・修正（PDCAサイクル）
○いじめの相談窓口
○いじめの疑いに係る情報に対する情報収集・記録・共有
○いじめを認知した際の迅速な情報共有、事実関係の聴取・指導、支援体制・対応方針の決定
○保護者との連携　　○市教委の判断によっては重大事態の調査を実施